



定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に

目	次
---	---

#### 規則

○医療法施行細則の一部を改正する規則(保健医療政策課) ……

○知事の職務代理者(秘書課) ……

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月25日

沖縄県知事 長 志

#### 沖縄県規則第63号

## 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和47年沖縄県規則第163号)の一部を次のように改正する。

第12条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(実施計画認定の申請)

第15条の3 法第42条の3第1項の規定による実施計画認定申請は、第19号様式の4によるものとする。 第16条の見出し中「許可」を「認可」に改める。

第17条中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改める。

第18条から第20条までを次のように改める。

(管理者理事の例外認可の申請)

第18条 法第46条の5第6項ただし書の規定による管理者の一部を理事に加えないこととするときの認可 申請は、第22号様式によるものとする。

(医師でない理事長の認可申請)

第19条 法第46条の6第1項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない者を理事長にしようとすると きの認可申請は、第23号様式によるものとする。

#### 第20条 削除

第21条中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改める。

第22条中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改める。

第26条の見出し中「合併」を「吸収合併」に改め、同条中「第57条第4項」を「第58条の2第4項」に、 「医療法人合併認可申請」を「吸収合併認可申請」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(新設合併認可申請)

第26条の2 法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第4項の規定による新設合併認可申請 は、第30号様式の2によるものとする。

(吸収分割認可申請)

- 第26条の3 法第60条の3第4項の規定による吸収分割認可申請は、第30号様式の3によるものとする。 (新設分割認可申請)
- 第26条の4 法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第4項の規定による新設分割認可申請 は、第30号様式の4によるものとする。

第41条中「第20条の2、第23条」を「第22条、第25条」に改める。

第1号様式中「7 従業員定員」を「7 従業者定員」に改める。

第2号様式中「6 従業員定員」を「6 従業者定員」に改める。

第3号様式中「7 従業員定員」を「7 従業者定員」に改める。

第6号様式中「8 従業員定員」を「8 従業者定員」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「6 従業員定員」を「6 従業者定員」に改める。

第15号様式中「従業員定員」を「従業者定員」に改める。

第19号様式中「従業員」を「従業者」に改める。

第19号様式の3の次に次の1様式を加える。

第19号様式の4 (第15条の3関係)

# 実施計画認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地名称

理事長

印

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定を受けたいので、医療法第42条の3第 1項の規定により申請します。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画
- (2) 医療法第42条の2第1項第1号から第6号まで(第5号ハを除く。)に掲げる要件に該当するものであることを証する書類
- (3) 定款又は寄附行為の写し

第20号様式備考(5)中「従業員」を「従業者」に改める。

第21号様式中「医療法第46条の2第1項ただし書の規定による認可申請書」を「医療法第46条の5第1項ただし書の規定による認可申請書」に、「第46条の2第1項ただし書の規定により」を「第46条の5第1項ただし書の規定により」に改める。

第22号様式から第24号様式までを次のように改める。

第22号様式(第18条関係)

医療法第46条の5第6項ただし書の規定による認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

理事長

印

下記のとおり病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者を理事に加えないこととしたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により申請します。

1 理事に加えない管理 住 所

者の住所及び氏名		
有の住所及び以右	氏 名	
2 当該管理者の管理する病院、診療所又は介	名 称	
護老人保健施設の名称 及び所在地	所在地	
3 当該管理者を理事に 加えない理由		

## 第23号様式 (第19条関係)

医療法第46条の6第1項ただし書の規定による認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地 名称 理事長

印

下記のとおり医師(歯科医師)でない者を理事長としたいので、医療法第46条の6第1項ただし書の規定により申請します。

			_
1 理事長就任予定者の 住所及び氏名	住	所	
	氏	名	
2 理事長を医師又は歯 科医師でない理事のう ちから選出する理由			

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 理事長就任予定者の履歴書
- (2) 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書

## 第24号様式 削除

第25号様式中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改め、同様式備考(3)ア中「、診療所」を「、医療法第39条第1項に規定する診療所」に、「従業員」を「従業者」に、「構造概要」を「構造設備の概要」に改め、同様式備考(3)イ中「氏名」を「氏名を記載した書類」に改める。

第26号様式中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改め、同様式備考中「定款又は寄附行為の」を「変更後の定款又は寄附行為及び」に改める。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式 (第26条関係)

吸収合併認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印 主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印

下記のとおり医療法人の合併をしたいので、医療法第58条の2第4項の規定により申請します。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- (3) 吸収合併契約書の写し
- (4) 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 吸収合併存続医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

第30号様式の次に次の3様式を加える。

第30号様式の2 (第26条の2関係)

新設合併認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印 主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印

下記のとおり医療法人の合併をしたいので、医療法第59条の2において読み替えて準用する医療法第58条の2第4項の規定により申請します。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法第59条の2において読み替えて準用する医療法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- (3) 新設合併契約書の写し
- (4) 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設合併設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 新設合併設立医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

第30号様式の3 (第26条の3関係)

吸収分割認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地名称及び代表者名主たる事務所の所在地名称及び代表者名印

下記のとおり医療法人の分割をしたいので、医療法第60条の3第4項の規定により申請します。

# 備考 次の書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- (3) 吸収分割契約書の写し
- (4) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれ に伴う予算書
- (8) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

## 第30号様式の4 (第26条の4関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印 主たる事務所の所在地 名称及び代表者名 印

下記のとおり医療法人の分割をしたいので、医療法第61条の3において読み替えて準用する医療法第60条の3第4項の規定により申請します。

#### 備考 次の書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法第61条の3において読み替えて準用する医療法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- (3) 新設分割計画の写し
- (4) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれ に伴う予算書

- (8) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

第44号様式中「従業員定員」を「従業者定員」に改める。

第45号様式及び第46号様式中「従業員」を「従業者」に改める。

第47号様式中「従業員数」を「従業者数」に改める。

## 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。ただし、第12条、第16条、第41条、第1号様式から第3号様式まで、第6号様式から第8号様式まで、第15号様式、第19号様式及び第20号様式の改正規定、第25号様式備考の改正規定並びに第44号様式から第47号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている申請及び届出については、この規則による改正後の医療法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

# 公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成28年8月26日から同月31日までの間における本職の職務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成28年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

発 行 所

沖縄県総務部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社

〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14